

令和7年度 高知県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の実施状況について

令和8年7月 高知県教育委員会事務局教職員・福利課

I 計画について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年3月に策定した高知県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を令和8年4月に改定いたしました。

高知県教育委員会では、市町村（学校組合）教育委員会と連携し、組織全体で継続的に女性教職員の活躍を推進していきます。

ここでは、令和7年度における行動計画の実施状況をフォローし、計画に定めた取組の実施に役立てるため、報告するものです。

II 実施状況

女性教職員の活躍を推進するため、以下のような取組を行いました。

- ・ 本人又は配偶者が出産を控えている全ての教職員に対し、管理職による面談を行い、活躍促進やキャリアプランに関する助言を行うようにしています。
- ・ 管理職登用については、引き続き女性職員の管理職登用を積極的に進めています。
- ・ 次世代育成、ワークライフバランスの視点を加えた人事評価を実施しています。
- ・ 「高知県教職員 共働き・共育でサポートプラン～教職員が隼より始める「共働き・共育で」～」を策定し「全教職員による支援体制の強化」「学校における働き方改革のさらなる推進」「育児休業の取得促進と、育児休業から復帰後も共働き・共育でを継続するための環境整備」という視点で取組を進めました。
- ・ 目標設定シートに配慮事項の確認欄を設定し、管理職員が目標設定の面談の際に本人又は配偶者が出産を控えている教職員の早期把握、各種制度周知等を確実に行えるような体制作りを行いました。
- ・ 管理職員が小学3年生以下の子をもつ教職員と面談を行い、子育ての状況や配慮事項などを聞き取り、活用可能な休暇制度等の説明やバックアップ体制の構築を目的とした「高知県教職員共働き・共育でサポートプラン～教職員が隼より始める「共働き・共育で」～」に基づく「共育で支援プログラム」を新設しました。
- ・ 育児休業の取得を促進するために「育児休業体験談」を3回発信し、職場内での理解促進や取得しやすい環境作りをすすめました。